

大阪府立高等学校等体育施設（運動場・体育館）開放使用者心得

開放施設の使用を認められた団体は、次の事項を厳守してください。

この使用者心得に違反した場合は使用禁止とすることがあります。

- 1 使用団体の責任者は、使用許可時間中、当該団体の指導監督に当たること。
- 2 入退校は原則として集団行動をとること。
- 3 常に善良なる使用者としての注意と責任をもって使用すること。
- 4 使用目的以外に使用しないこと。
- 5 運動用具（石灰等も含む）などは各自持参すること。
- 6 許可された使用時間を厳守すること。
- 7 常に安全に注意しながら使用すること。なお、予期しない災害、事故が考えられるのでスポーツ傷害保険等に参加するなど事故に備えておくこと。
- 8 指定された場所以外に立ち入らないこと。
- 9 便所・手・足洗い場の使用に当たっては、清潔と美化に努めること。
- 10 開放校及び周辺民家・工場等の施設及び設備等を破損した場合は、直ちに関係機関に報告するとともに、原形に復すか損害を賠償しなければならない。
- 11 使用時における傷害や疾病については、当該団体の責任において処理すること。
- 12 校内は全面禁煙につき、喫煙をしないこと。
- 13 校内での飲酒や酒気を帯びての使用をしないこと。
- 14 自動車及び自転車の乗り入れは、定められた場所以外はしないこと。
- 15 校内への危険物の持ち込みをしないこと。
- 16 使用に際して生じたゴミ等は、学校に残すことなく各自で持ち帰ること。
- 17 周辺に迷惑をかけるような不必要な音声は慎むこと。
- 18 使用した施設等の後片付け及び清掃を確実に行うこと。
- 19 運動場においては、雨天等でグラウンドが軟弱な場合は使用しないこと。
- 20 各学校における使用者留意事項等を遵守すること。
- 21 その他、関係機関の指示する事項に従うこと。